

2019年5月21日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区大手町二丁目 1番 1号 大手町野村ビル 8 階 ラサールロジポート投資法人 代表者名執 行 役 員 藤原寿光 (コード番号: 3466)

資産運用会社名

ラサール REIT アドバイザーズ株式会社 代表者名 代表 取締役社長 藤原寿光 問合せ先 取締役財務管理本部長 石田大輔 (TEL. 03-6367-5600)

# 新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

ラサールロジポート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、2019年5月21日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 公募による新投資口発行(一般募集)
- (1)募集投資口数 104,761口

(発行価額) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2019年5月29日(水)から2019年6月4日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に開催する本投資法人役員会において決定する。

(発行価額)の総額

(4)発 行 価 格 未定

(募集価格)発行

発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口(以下「本投資口」という。)の普通取引の終値(当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定する。

(5)発 行 価 格 未定

(募集価格)の総額

(6)募 集 方 法

一般募集とし、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及び三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社を共同主幹事会社とする引受会社 (以下「引受人」と総称する。)に全投資口を買取引受けさせる。なお、

ご注意:本報道発表文は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。本報道発表文は、本 投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、日本国内外を問わず投資 勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行 及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の責 任と判断でなさるようお願いいたします。



上記募集投資口数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

- (7)引 受 契 約 の 内 容 引受人は、下記(10)に記載の払込期日に一般募集における払込金額(発行価額)の総額と同額を本投資法人に払込み、一般募集における発行価格(募集価格)の総額との差額は、引受人の手取金とする。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。
- (8)申 込 単 位 1口以上1口単位
- (9)申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日 まで
- (11)受 渡 期 日 上記(10)に記載の払込期日の翌営業日とする。
- (12) 発行価格(募集価格)、払込金額(発行価額)、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。
- (13) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 2. 投資口売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>1. をご参照ください。)
- (1) 売 出 投 資 口 数 5,239 口

なお、上記売出投資口数は上限を示したものである。一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出投資口数は、一般募集の需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。

- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定

発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は、一般募集における発 行価格(募集価格)と同一とする。

- (4)売出価額の総額 未定
- (5)売 出 方 法 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案したうえで、一般募集の事務 主幹事会社である野村證券株式会社が自己又はその関係会社を通じて 本投資法人の投資主から 5,239 口を上限として借り入れる本投資口の 売出しを行う。
- (6)申 込 単 位 1口以上1口単位
- (7)申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (8)受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (9) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において 決定する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 3. 第三者割当による新投資口発行(下記<ご参考>1. をご参照ください。)
- (1)募集投資口数5,239口

(発行価額) 発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。なお、払込金額(発行価額)は一般募集における払込金額(発行価額)と同一とする。

ご注意:本報道発表文は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。本報道発表文は、本 投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、日本国内外を問わず投資 勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行 及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の責 任と判断でなさるようお願いいたします。



(3)払 込 金 額 未定

(発行価額)の総額

- (4)割 当 先 野村證券株式会社
- (5)申 込 単 位 1口以上1口単位
- (6)申 込 期 間 2019年6月27日(木) (申 込 期 日)
- (7)払 込 期 日 2019年6月28日(金)
- (8)上記(6)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (9)払込金額(発行価額)、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員 会において決定する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## くご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案したうえで、一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が自己又はその関係会社を通じて本投資法人の投資主から 5,239 口を上限として借り入れる本投資口の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は、5,239 口を予定していますが、当該売出投資口数は上限の売出投資口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が自己又はその関係会社を通じて本投資法人の投資主から借り入れた本投資口(以下「借入投資口」といいます。)の返還に必要な本投資口を野村證券株式会社に取得させるために、本投資法人は、2019年5月21日(火)開催の本投資法人役員会において、野村證券株式会社を割当先とする本投資口5,239口の第三者割当による新投資口発行(以下「本件第三者割当」といいます。)を、2019年6月28日(金)を払込期日として行うことを決議しています。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2019 年 6 月 21 日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って 安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した本投資口の全部又は一部 を借入投資口の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本件第三者割当における発行投資口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行投資口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く

ご注意:本報道発表文は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。本報道発表文は、本 投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、日本国内外を問わず投資 勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行 及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の責 任と判断でなさるようお願いいたします。



行われない場合があります。

上記の取引に関して、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議のうえ、これを行います。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口の総口数の推移

現在の発行済投資口の総口数 1,100,000 口 公募による新投資口発行に伴う増加投資口数 104,761 口 公募による新投資口発行後の発行済投資口の総口数 1,204,761 口

本件第三者割当に伴う増加投資口数 5,239 口 (注)

本件第三者割当後の発行済投資口の総口数

1,210,000 口 (注)

(注) 本件第三者割当における発行投資口数の全口数について野村證券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の口数を記載しています。

#### 3. 発行の目的及び理由

本投資法人は、新投資口の発行による資金調達により、本投資法人の投資方針に適合する中長期に安定した収益の見込める資産及び将来的なアップサイドを期待できる資産を取得することで、資産規模の拡大及びポートフォリオの強化並びに発行済投資口の総口数の増加等を通じた時価総額の拡大による投資口価格の更なる安定化及び投資口の流動性の向上が図れるほか、取得余力の向上及び1口当たり分配金の持続的成長等を総合的に勘案した結果、新投資口の発行を決定したものです。

- 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期
  - (1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

12,492,040,000円 (上限)

- (注) 一般募集における手取金 11,897,078,204 円及び本件第三者割当の手取金上限594,961,796 円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は2019年5月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。
- (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

一般募集における手取金については、本日付で公表の「国内不動産信託受益権の取得及び貸借並びに譲渡に関するお知らせ」に記載の取得予定資産の取得資金の一部に充当します。また、本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限については、将来の特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有します。)の取得資金又は借入金の返済に充当します。

5. 配分先の指定

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

本日付で公表の「2019 年 8 月期及び 2020 年 2 月期の運用状況及び分配金の予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意:本報道発表文は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。本報道発表文は、本 投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、日本国内外を問わず投資 勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行 及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の責 任と判断でなさるようお願いいたします。



## 7. 過去3営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況等

## (1) 最近3営業期間の運用状況

	2018年2月期	2018年8月期	2019年2月期
1口当たり当期純利益(注1)	2,312 円	2,451 円	2,530円
1口当たり分配金	2,483 円	2,638 円	2,717円
(うち1口当たり利益分配金)	(2,312円)	(2,452円)	(2,530円)
(うち1口当たり利益超過分配金)	(171円)	(186 円)	(187 円)
実績配当性向(注2)	100.0%	100.0%	100.0%
1口当たり純資産	98, 494 円	98, 462 円	98, 355 円

- (注 1) 1 口当たり当期純利益は、当期純利益を日数による加重平均投資口数で除することにより算定しています。
- (注 2) 実績配当性向については、以下の算定式より算出しています(小数第 2 位を四捨五入して記載しています。)。
  - 1口当たり分配金(利益超過分配金を含まない)÷1口当たり当期純利益×100

## (2) 最近の投資口価格の状況

① 最近3営業期間の状況

	2018年2月期	2018年8月期	2019年2月期
始值	106, 300 円	113, 400 円	103, 100 円
高値	121,700 円	116,000 円	110, 200 円
安値	104,700 円	103,000 円	99,600 円
終値	112, 400 円	103,000 円	105, 700 円

## ② 最近6ヶ月間の状況

	2018年	2019 年				
	12 月	1月	2 月	3 月	4月	5 月
始值	108,000 円	105, 100 円	109,000 円	106, 200 円	110,200 円	119,700 円
高値	108,600 円	109,700 円	110, 200 円	110,500円	120,000 円	123,900 円
安値	99,600円	103,500 円	104, 700 円	104, 200 円	107,500 円	117,700円
終値	106, 100 円	108,700 円	105,700 円	109,500 円	119,300円	122,600 円

<sup>(</sup>注)2019年5月の投資口価格については、2019年5月20日現在の数値を記載しています。

## ③ 発行決議日の前営業日における投資口価格

	2019年5月20日
始值	122,000 円
高値	123, 100 円
安値	121,900 円
終値	122,600 円

(3) 過去3営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

ご注意:本報道発表文は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。本報道発表文は、本 投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、日本国内外を問わず投資 勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行 及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の責 任と判断でなさるようお願いいたします。



## 8. ロックアップについて

(1) 一般募集に関連して、Jones Lang LaSalle Co-Investment, Inc.及びラサール不動産投資顧問株式会社は、共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等(但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。)を行わない旨を合意しています。

共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

(2) 一般募集に関連して、本投資法人は、共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の発行等(但し、一般募集、本件第三者割当及び投資口の分割に伴う新投資口発行等を除きます。)を行わない旨を合意しています。

共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

以上

\*本資料の配布先: 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\*本投資法人のホームページアドレス: http://lasalle-logiport.com/

ご注意:本報道発表文は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。本報道発表文は、本 投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、日本国内外を問わず投資 勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行 及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の責 任と判断でなさるようお願いいたします。